

株券等に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(自己株式消却に係る交付の取扱い)</u> <u>第 60 条の 3 参加者(会社の名義書換代理人に限る。)</u>は、<u>機構が当該会社の預託株券につき商法第 226 条ノ 2 第 1 項の規定による申出をしている株式数の範囲内において当該会社が商法第 212 条に規定する自己株式の消却を行う場合は、第 55 条の規定にかかわらず、機構の定める自己株式消却通知書(兼交付請求書)を機構に対して提出することにより交付請求をすることができる。</u></p> <p>第 2 目 交付の延期と制限の取扱い (略)</p> <p>附 則 この改正規定は、平成 17 年 9 月 26 日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>第 2 目 交付の延期と制限の取扱い (略)</p>